

平成 28 年度熊本県後期高齢者医療広域連合定期監査結果の公表

1 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査）

2 監査の期日

平成 29 年 2 月 28 日（火）

3 監査の範囲

平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までに執行された財務に関する事務の執行及び広域連合の事務の執行状況

4 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び広域連合の事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料の検討及び関係諸帳簿との照合により内容を審査したほか、事務局長等から状況を聴取し実施した。

5 監査の結果

熊本県後期高齢者医療広域連合の歳入歳出予算の執行状況、契約の状況、財産の管理状況及びその他の事務処理状況について監査を行った結果、法令等に準拠し、目的に沿って適正に執行されていた。

また、事務局の組織体制や主要事務事業の状況等、経営に係る事業の管理状況について監査を行った結果、法令等に準拠し、目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

さらに、平成 28 年 4 月の熊本地震の発生に伴い、広域連合は、被災被保険者の一部負担金の免除や保険料の減免など、被保険者の負担の軽減を図るため、国・熊本県・市町村及び関係団体との連携を密にし、円滑な医療制度の運営に努めており、当該業務の執行に関して、特に求めるべき事項はなかった。

今後とも広域連合は、通常の業務に加え熊本地震の対応に係る業務が増加すると見込まれることから、被保険者はもとより市町村にも過重な負担が掛からないよう、それらの業務を的確に処理し、引き続き適正な財政運営及び組織管理等の効率的な制度運営に努めるよう要望する。

以上